

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2018年（平成30年）

December

12月号

平成30年度年末年始無災害運動について



天文館公園イルミネーション（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成30年度年末年始無災害運動について	2
「平成30年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内	3
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました	4
年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について	5
災害に学ぶ ～化学物質に対するリスクアセスメント～	6
長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請について	7
求人情報の適正化を図る ～職業安定法改正～	8
平成30年 業種別死傷災害発生状況（10月末速報値）	8
仕事休もった計画について	9

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！	10～12
働き方改革に取り組んでみませんか？	13
中小企業退職金共済制度（中退金）のご案内	14
腰痛予防対策講習会を開催しました	15
平成30年度鹿児島地区出張特別試験結果について	15
新刊図書のご案内	
「働き方改革関連法はわかり」～全基連編～	16
平成30年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内	17
安全衛生教育促進運動が始まります	17
平成30年度年末年始の交通事故防止運動が始まります	17
平成31年1月の講習開催のご案内	18

さくらじま

ことにしよう。

鹿児島県の源泉は2,753か所（県調べ）全国2位、湧水量全国3位 県庁所在地の市（鹿児島市）で270か所の温泉があるのは、全国1位ということらしい。

東京から鹿児島に赴任し、さっそく、市内の温泉に浸かることにした。東京であれば、唐風の瓦屋根の一軒家と煙突がセットであり、自転車ですりすまらるもの、どこにも煙突がない。ようやく、案内看板「〇〇湯」を見てほっとしたものの、まだ、心配。おそろおそろドアを開けると、

これをお読みいただいている頃は、せわしないと思うので、ちょっと一息、鹿児島の銭湯について書く

湯気のにおい。ようやく、目的地についた。番台はなく、男女別。湯船が真ん中にあるアイランド型。湯船が一番奥の壁側にあり、壁には富士山というのとは違う。これは、後で知ったのだが、銭湯は、江戸風と関西風があり、関西風は、アイランド型ということ。

鹿児島の銭湯は、水道水を木材の燃焼で沸かすことなく、温泉かけ流し。当然、煙突など不要。そのため、営業時間も朝風呂可能な午前6時から、湯船スタイルは関西風。湯泉の質は多種にわたっている。料金は、現在390円、全国一安いとはいかないが、東京460円（神奈川470円）よりは、断然お得。

今年色々あった失敗やらを、この際、銭湯できっぱりと洗い落して、新年を迎えることにしよう！今年にありがとう…

平成30年度 年末年始無災害運動実施要領

中央労働災害防止協会

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で48回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどっているものの、少子・高齢化の進展や産業・就業構造の変化などを背景に増加の動きが目立ち始め、平成29年は死傷者数、死亡者数とも前年を上回った。平成30年（8月末現在）は、死亡者数こそ前年を下回っているが、死傷者数は前年同期比約7%増で推移するなど、予断を許さない状況にある。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は9月、労働災害防止団体や業界団体に対し、下半期の労働災害防止対策の推進を要請した。

死傷災害で目立つのは「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」の増加である。特に、転倒災害は前年同期に比べ3,000人・20%と大幅に増えており、高齢労働者が増える今後の動向が懸念される。高齢者が安心・安全に働ける職場は、若者や女性、障害者等にとっても働きやすい職場といえる。ハード・ソフト両面から安全対策を再確認し、災害を未然に防ぎたい。

健康面では、過重労働等による健康障害、過労死などが深刻な社会問題となる中、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視した「働き方改革」の推進が求められている。また、毎年1,000件以上の製造・輸入届出がある化学物質については、規制対象物質にとどまらず、危険有害性が不明な化学物質を含めて、ばく露低減措置と教育の徹底が必要である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが重要となる。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となる。さらに、平成31年2月から義務化される高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の整備なども併せて進めたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、『みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始』を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成30年12月15日から平成31年1月15日までとする。

3 運動標語

『みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始』

4 主 唱 者

中央労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (6) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）着用の義務化を見据えた用具の確認
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (16) インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



「年末年始無災害運動」図書・用品のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年も、年末年始無災害運動が、平成30年12月15日から平成31年1月15日まで、『みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始』のスローガンのもと、全国的に展開されます。

当協会では、無災害運動を通じて安全衛生意識高揚を進めるため、中災防用品の販売を行うことにしていますので、ご活用下さいませようご案内致します。

併せて年末年始の無災害にむけて実効ある取り組みをお願い申し上げます。

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

用品等の問合せ先

◇鹿児島支部

電話 099-226-7427

FAX 099-226-7429

◇川内支部

電話 0996-25-1377

FAX 0996-41-3936

◇鹿屋支部

電話 0994-40-9055

FAX 0994-40-9056

◇加治木支部

電話 0995-63-1030

FAX 0995-63-1030

◇加世田支部

電話 0993-58-2183

FAX 0993-58-2184

◇志布志支部

電話 099-472-4877

FAX 099-472-4833

◇大島支部

電話 0997-53-5487

FAX 0997-53-6270

◇種子島支部

電話 0997-22-2736

FAX 0997-22-2731

年末年始に向けて職場の皆さんで安全衛生活動の総点検を行い、安全で働きやすい職場づくりを進めましょう。
スローガン「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始」のもと、無災害の実現に向け、中災防の図書・用品の活用を！

2018.12.15
2019.1.15

第48回 みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始

健康・安全 スクラム組めば みんなで実現 ゼロ災職場

2019年 年間標語
申込 No.534 340円 B2判

1上記のポスターは...P.16へ

主唱 中央労働災害防止協会
後援 厚生労働省

2018年 11月1日より販売開始

第48回 年末年始無災害運動バッチ
20個入 申込 No.577 680円
※40mm 再生ポリプロピレン
（燃やしても有害物質が発生しません。）

第48回 年末年始標語のぼり
申込 No.576 2,494円
2.3×0.7m ポリエステル 4面にハトム・ヒモ付

年末年始 笑顔で迎える 年末年始
申込 No.533 340円 B2判

年末年始 笑顔で迎える 年末年始
申込 No.535 260円 B2判

年末年始 笑顔で迎える 年末年始
申込 No.536 260円 B2判

1これらの図書は...P.16へ

年末年始・コンだ君 申込 No.537
無災害チェックカレンダー付き！260円 B2判
以下のサイトよりコンだ君のかわいい「お正月のイラストや卓上POP」がダウンロードできます。
<http://www.jisha.or.jp/order/>

年末年始無災害運動のぼり
（耐水用紙）

特大
申込No.578
338円
1.4×0.5m
（縦0.7mの2分割）

大
申込No.579
203円
1.09×0.38m

小
申込No.580
169円
0.93×0.2m

左記のぼりは「小」の縦横比です。特大、大の縦横比は異なります。

年末年始無災害運動用のぼり
各2,257円 総

謹賀新年
みんなで築こう安全と健康

無災害でいこう 年末年始

2019年 年間標語
申込No.581
2.3×0.5m

2019年 年間標語
申込No.582
2.3×0.7m

2019年 年間標語のぼり
申込No.583 2,494円
2.3×0.7m ポリエステル

健康・安全 スクラム組めば
みんなで実現 ゼロ災職場

※布製のぼり（綿、ポリエステル）に社名印刷いたします（有料）。
詳しくは...P.16へ 布製のぼりは4面にすべてハトム・ヒモ付

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定（産業別）最低賃金のうち、百貨店、総合スーパー最低賃金を除く2つにつきましては、平成30年8月22日に鹿児島労働局長から鹿児島県最低賃金審議会に対して改正が諮問され、同審議会において、平成30年10月11日から10月29日にかけて計6回の審議が行なわれた結果、表のとおり、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については23円引上げの時間額788円、自動車（新車）小売業最低賃金については22円引上げの時間額821円の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することになったものです。

これにより、平成30年10月1日より発効している地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）【時間額761円】と併せ、平成30年度の最低賃金改正手続きはすべて終了したことになります。

改正されなかった、百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、平成30年10月1日より鹿児島県最低賃金額761円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページには、最低賃金についての一覧表の他、時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法や、実際に支払われている賃金が最低賃金額を上回っているかどうかを確認できるプログラムなどもありますので、ぜひご覧ください。

地域別最低賃金			
	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
鹿児島県最低賃金	761円	平成30年 10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。
特定最低賃金（産業別最低賃金）			
産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	788円 【平成30年12月27日までは765円】	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	821円 【平成30年12月27日までは799円】	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	761円	平成30年 10月1日	【注釈】 左記の最低賃金は、平成30年度は改正がありませんでした。このため、平成30年10月1日から鹿児島県最低賃金761円以上の支払いが必要となります。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

最低賃金テレホンサービス ☎099-223-8881

年末年始建設業一斉集中 立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成30年11月20日(火)から平成31年1月31日(木)までの期間を「年末年始建設業一斉集中立入調査」として、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉立入調査を実施します。

1 趣旨

鹿児島労働局管内の本年1月から10月までの休業4日以上労働災害による死傷者数は、全産業で**1,471人（対前年同期+17人）**、建設業においては**232人（対前年同期+2人）**で、いずれも横ばいです。一方、建設業の死亡者数は4人（対前年同期-4人）と減少しています。しかし、年末年始は何かと慌ただしい時期であり、作業や生活のリズムが変わりやすいことから、建設業では労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉集中立入調査を実施します。

2 実施期間

平成30年11月20日(火)～平成31年1月31日(木)

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「**三大災害**」（**墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害**）のおそれのある現場。

●墜落・転落災害の防止対策

足場の組立て等による安全な作業床の設置
足場の組立て等作業主任者の選任
安全帯（命綱）の使用
開口部等への囲い・手すりの設置 等

* 本年の**死傷者数の約4割、死亡者数の半数**が墜落・転落によるものです。

また、スレート屋根を踏み抜いて墜落する災害も増加しています。

●建設機械災害の防止対策

有資格者による運転
作業半径内の立入禁止
安全な運行経路の確保 等

* 重機と作業員が近接作業とならないよう確実な対策を講じること。

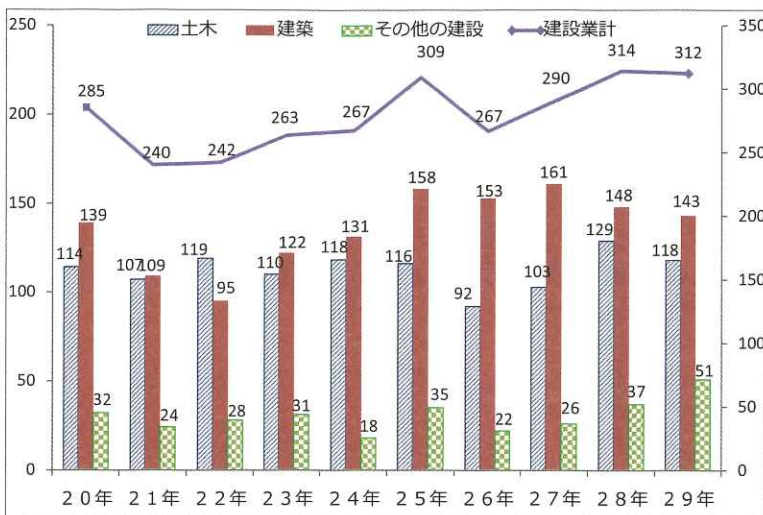
●土砂崩壊災害の防止対策

掘削箇所の事前調査
適切な勾配の確保
土止支保工の設置
地山の掘削作業主任者の選任 等

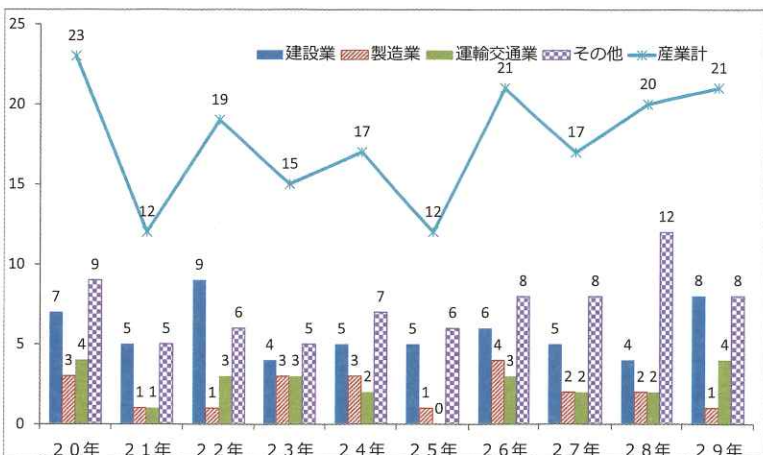
表1 平成30年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業 種	死傷者数	死亡者数
全産業	1,471	12
建設業	234	4
土木工事業	88	2
建築工事業	125	2
その他の建設業	21	0

グラフ1 労働災害発生状況（建設業）



グラフ2 死亡災害の推移



グラフ3 月別平均労働災害発生状況（建設業における過去5年間の平均）



災害に学ぶ 化学物質に対するリスクアセスメント

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

産業現場で使用される化学物質は、6万種類以上に及び、その数は増加の一途をたどっています。

化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現在の社会生活には欠くことのできないものですが、反面、危険性や有害性を持つものも多く、その取り扱いによっては人の健康に影響を及ぼすことがあるため、適切な管理を行うことが必要です。

【災害発生状況】

本件災害の発生した病院では、手術や検査等で採取した組織や、死亡原因を究明するために解剖して取り出した臓器を工業用ホルマリン（以下「ホルマリン」という。）に浸けてから検査を行っていました。

これらの臓器等は、検査終了後もすぐには処分されずに解剖室の保管庫に保管されていました。

災害は、保管していた臓器等がいっぱいになってきたため、これを処分するための作業中に発生しました。

作業は、ホルマリンに浸けられた臓器等を分別するので、バケツにざるを敷き、その上にホルマリンに浸けられた臓器等を流し込んで分別していました。

分別作業は、解剖室内で臨床検査技師3名で行い、バケツ15個分を分別するのに約1時間半かかりました。

作業終了後、臨床検査技師の1名が階段を上る途中で足が動かなくなり、検査したところホルマリン吸引による頭痛と診断され、また、別の臨床検査技師1名も作業終了後から感じていた軽い頭痛が、日に日にひどくなったことから、病院に受診したところ、ホルマリンの吸引による症状と診断されました。

3名の臨床検査技師は、防毒マスクを着用して作業を行っていましたが、作業途中で頭痛や息苦しさを感じていた者もいました。

【災害発生原因】

① 病院で使用していたホルマリンは、ホルムアルデヒドの水溶液が主で、他にメタノールを含有していましたが、分別作業時に着用していた防毒マスクの吸収缶は、ホルムアルデヒド用のものでメタノールには対応していなかったこと。

② また、防毒マスクは、約6年前に購入されたもので、吸収缶の除毒能力が低下していたこと。

③ 被災者らは、作業中に頭痛や息苦しさを感じていたが、当該作業を行うのが初めてだったこともあり、使用していたホルマリンの危険性に対する認識が低かったこと。

④ ホルマリンを取り扱う作業について、特定化学物質等作業

主任者を選任していなかったこと。

【再発防止対策】

① 防毒マスクの吸収缶は、取り扱う化学物質に対応した吸収缶を使用すること。今回の場合は、ホルムアルデヒドとメタノールに対応した有機ガス用吸収缶を使用すること。

② 防毒マスクを有効な状態で保持するために責任者を決めて、適正な保守管理を行うこと。

③ ホルマリンを取り扱う作業に従事する者に対して、安全衛生教育を実施すること。

④ 特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として選任し、作業方法の決定及び作業指揮、保護具の使用状況の監視等を行わせること。

【おわりに】

今回の災害では、防毒マスクを着用して作業を行っていましたが、取り扱う化学物質（有毒ガス）に対応していない吸収缶を使用していました。吸収缶はどんなガスにも有効というわけではないので、取り扱うガスの種類に適した吸収缶を選定することが大切です。

また、吸収缶の除毒能力には限度があることから、破過（透過する有毒ガス濃度が、最大透過許容限度を超えた状態を「破過」という。）時間と作業環境の濃度との関係では、使用できる時間も高濃度の場所では短くなり、低濃度の場所では長くなります。防毒マスクの使用においては、破過までの時間を確認しながら使用することも大切です。

最後に、化学物質を取り扱う事業場においては、リスクアセスメントの実施が義務付けられており、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年9月18日指針公示第3号）に基づき化学物質等の危険・有害要因（リスク）を特定し、それぞれのリスクを評価して、それに基づくリスク低減措置を講ずる必要があります。

今回の作業では、呼吸用保護具の使用によるリスク低減措置が図られていますが、指針に基づくリスクアセスメントの実施に当たっては、まず、有害作業の廃止や有害性の低い材料への代替、局所排気装置の設置等の工学的な対策によるリスク低減措置を優先して検討することが重要です。

化学物質のリスクアセスメントは、労働安全衛生法の改正により、現行の特別規則（特化則、有機則、鉛則、四アルキル則）で規制された物質のみならず、ラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付義務がある673物質についても実施の義務があります。

また、SDS交付が努力義務とされている物質については、引き続きリスクアセスメントの努力義務対象となります。



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成30年10月26日付け鹿児島労働局長より当協会長へ長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請が別紙のとおりありましたのでお知らせ致します。

（別紙）

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直すとともに、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

厚生労働省では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

また、各企業においては、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

本年7月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布されたことを踏まえ、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
 - ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

これまで、貴会におかれましては、働き方改革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年10月26日

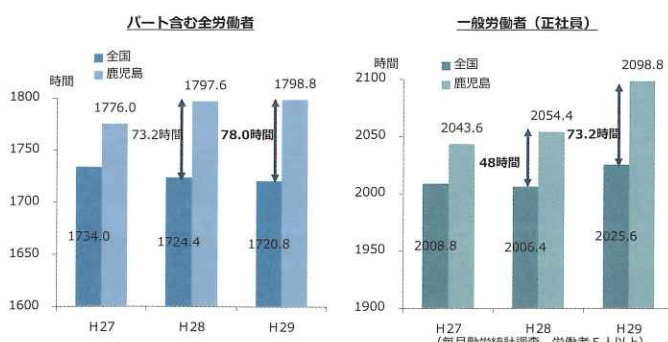
鹿児島県労働基準協会 会長 諏訪健彦 殿

鹿児島労働局長 小林 剛

年間総実労働時間

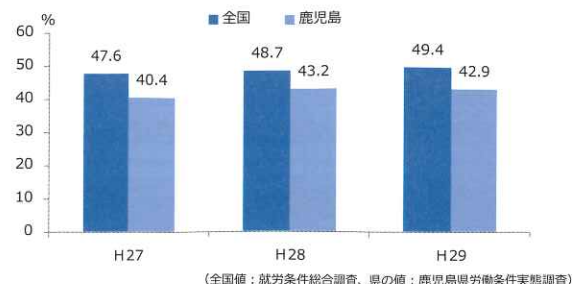
資料1

➤ 鹿児島県の総実労働時間は、パートを含む全労働者の平均で、**全国より78.0時間長く**、正社員の平均で、**全国より73.2時間長い**（平成29年）



年次有給休暇取得率

➤ 鹿児島県の年次有給休暇の取得率は、**全国平均と比べて低い**状況が続いている



【参考】
年次有給休暇の取得率に係る政府目標 【「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）】
平成20（2008）年 47.4% → 平成32（2020）年 70.0%

～ 求人情報の適正化を図る ～ 職業安定法改正 【職業安定法第3条～5条・省令・指針】

職業紹介の機能強化と求人情報などの適正化のため、「職業安定法」が平成29年3月31日に改正されました。

既に労働者の募集・求人においては、業務内容・契約期間・就業場所・労働時間・休日・賃金・社会保険及び労働保険の適用等を書面で明示することが義務化されていましたが、平成30年1月1日から「試用期間の有無及び内容」「募集主・求人者の氏名又は名称」「雇用形態が派遣労働者の場合の明記」「裁量労働制」「固定残業代」の5項目が追加されました（以下「当初の明示」という）。

また、求人者・募集者は、採用時の条件が「当初の明示」と異なる場合は、変更された後の内容を対照できる書面で明示することが新たに義務化されています（求職者の希望により電子メール可）。この他、求人情報誌や求人情報サイトなど「募集情報等提供事業者」に対する新たな規定が整備されました。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載（「職業安定法 平成29年改正」で検索）。

職業紹介・募集時の労働条件明示
【職業安定法第5条の3第1項の義務】

「当初の明示」
を変更

労働契約締結の前に
新たな明示を義務化

速やかに！
書面で

労働契約締結時の労働条件明示
【労働基準法第15条第1項の義務】

【指針】「当初の明示」と異なる内容（削除、追加を含む）の労働条件や、「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合には、契約締結するかどうか考える時間を確保するため、速やかに知らせるよう配慮が必要。

鹿児島労働局 需給調整事業室
☎099-803-7111

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年9月分】

県内有効求人倍率	1.35倍（前月比0.01P減）
全国有効求人倍率	1.64倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.96倍（前年同月比0.11P増）
全国正社員有効求人倍率	1.15倍（前年同月比0.12P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が49ヵ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は過去2番目の高い水準を維持しつつ、29ヵ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【労働移動支援助成金】

○早期雇入れ支援コース

再就職援助計画の対象となっている方を、離職日の翌日から3ヶ月以内に期間の定めのない労働者として採用していただいたのち、継続雇用が確実に見込まれる場合に支給する助成金です。この助成金は、再就職援助計画の対象となっている方の早期再就職支援を目的としています。

再就職援助計画の対象となっている方は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちでするので、対象者を採用する際は証明書の提示を受けてください。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年10月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,471	12	1,454	15	17	-3
1 製造業	278	1	303	1	-25	0
1 食料品製造業	160		189	1	-29	-1
4 木材・木製品製造業	21		19		2	
9 窯業土石製品製造業	15		17		-2	
11～12 金属製品製造業	15		24		-9	
13～15 機械器具製造業	17		15		2	
上記以外の製造業	50	1	39		11	1
2 鉱業	5	0	5		0	0
3 建設業	234	4	232	8	2	-4
1 土木工事業	88	2	84	2	4	
2 建築工事業	125	2	106	4	19	-2
3 その他の建設業	21		42	2	-21	-2
4 運輸交通業	172	0	140	3	32	-3
1 鉄道・航空機業	8		8	1		-1
2 道路旅客運送業	16		10		6	
3 道路貨物運送業	147		121	2	26	-2
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	20	0	21		-1	0
1 陸上貨物取扱業	9		8		1	
2 港湾運送業	11		13		-2	
6 農林業	71	3	77	1	-6	2
1 農業	34	2	42		-8	2
2 林業	37	1	35	1	2	
7 畜産・水産業	67	0	75		-8	0
8 商業	191	0	175		16	0
1 卸売業	24		27		-3	
2 小売業	141		125		16	
3 理美容業	3		3			
4 その他の商業	23		20		3	
9 金融・広告業	14	1	19		-5	1
11 通信業	21	0	16		5	0
12 教育・研究業	11	1	14		-3	1
13 保健衛生業	204	0	205		-1	0
1 医療保健業	91		89		2	
2 社会福祉施設	108		112		-4	
3 その他の保健衛生業	5		4		1	
14 接客娯楽業	78	1	82		-4	1
1 旅館業	16		19		-3	
2 飲食店	33		42		-9	
3 その他の接客娯楽業	29	1	21		8	1
上記以外の事業	105	1	90	2	15	-1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・畜業	60	1	48	1	12	
16 官公署	2		0		2	
17 その他の事業	43		42	1	1	-1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	156	0	129	2	27	-2
第三次産業（8～17）	624	4	601	2	23	2

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



「イラストレーター：ミヤチヒデタカ」



ふるさと
故郷のみんなも元気
これからは
休暇を取って
自分へのご褒美



年次有給休暇取得促進特設サイト

検索

休もっ化
計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで
休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化
計画2

年次有給休暇の
「計画的付与制度」を導入しよう。

休もっ化
計画3

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組（キッズウィーク）が平成30年度から始まっています。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

年末年始！ 1月4日を休んで9連休！！

今般、労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、年10日以上
の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して有給休暇を
与えることが必要となりました。ただし、計画的付与制度などにより、労働者がすでに取得
した年次有給休暇の日数分は、時季指定の必要がなくなります。



厚生労働省 | 鹿児島労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト
<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

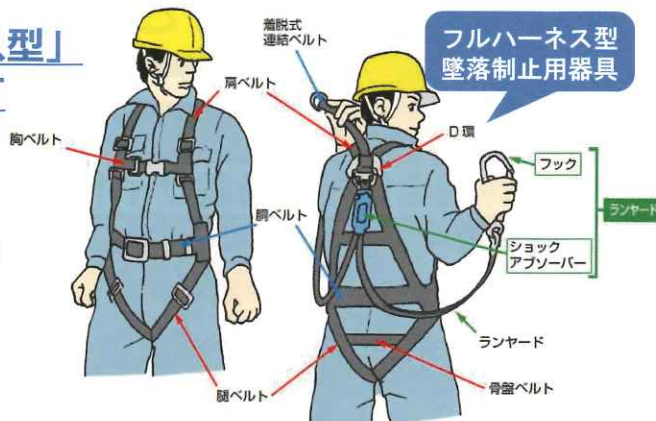
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）	
②	胴ベルト型（U字つり）	×→	×	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注4)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

（注1）労働安全衛生法施行令 （注2）労働安全衛生規則 （注3）墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン （注4）安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.7

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5 ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月					
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)				
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)																
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×				
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)																
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)																

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

働き方・休み方改善ポータルサイトを活用して 働き方改革に取り組んでみませんか？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

他方、長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。また、離職リスクの上昇や、企業イメージの低下など、さまざまな問題を生じさせることとなります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められているのです。

働き方・休み方改善ポータルサイトは、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供するサイトです。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。

企業の取組事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載していますので、貴社の「働き方改革」にご活用ください。

働き方 休み方 検索

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

▼ 働き方・休み方改善ポータルサイト



中退共 小企業退職金共済制度

制度の特色

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です。

1 有利な国の掛金助成

- (1)新規加入助成:初めて加入する事業主に、掛金月額 $\frac{1}{2}$ (従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛月額2,000円・3,000円・4,000円には、掛金月額の $\frac{1}{2}$ の額にそれぞれ300円・400円・500円を更に上乗せして助成します。
- (2)月額変更助成:18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額分の $\frac{1}{3}$ を増額月から1年間、国が助成します。

注意:社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金・特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換の希望を申し出た事業主、及び会社合併等に伴う企業年金制度との間の資産移換の希望を申し出た事業主は、新規加入助成の対象にはなりません。

2 掛金は全額非課税

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

3 簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの退職金試算額や掛金納付状況を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

4 通算制度でまとめた退職金

- (1)初めて加入する事業主は、新規加入従業員について加入前の勤務期間を通算することができます。
- (2)本制度の加入企業間、本制度加入企業と特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度または特定退職金共済制度(特退共制度)の加入企業間を転職等した場合、それぞれの制度へ前の制度での退職金相当額を通算できます。

5 退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば分割払いで受け取ることできます。

6 地方自治体による補助制度

中小企業の振興と労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、独自の掛け金補助制度を実施している地方自治体等があります。鹿児島県の場合、鹿児島市(担当課:雇用推進課)、奄美市(担当課:商水情報課)、薩摩川内市(担当課:商工政策課)です。助成制度の対象となる条件、補助金額、交付期間等につ

いては各自治体により異なりますので、各々の担当課までお問い合わせください。



詳しくはホームページへ

中退共

検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234

FAX (03)5955-8211

腰痛予防対策講習会を開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成30年10月24日鹿児島市において腰痛予防対策講習会を開催致しました。

この講習会は、中央労働災害防止協会が厚生労働省から委託を受けて、保健衛生業を対象に無料で全国47都道府県で開催しているものです。

午前中は、「医療保健業看護従事者向け」に30名、午後から「社会福祉・介護従事者向け」に45名の方が受講されました。

いずれも、腰痛の発生状況等講義のほか、実際に福祉機器を使用するなど腰部の負担を軽くする作業のポイント、腰痛体操等の実技を主体とした講習で、受講者は大変参考になり、現場で改善したいと話していました。



労働安全衛生法に基づく 平成30年度鹿児島地区出張特別試験 合格発表

（公社）鹿児島県労働基準協会

【平成30年度鹿児島地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	336	159	47.3%
第二種衛生管理者	267	136	50.9%
★クレーン・デリック運転士 [クレーン限定]	46	18	39.1%
★移動式クレーン運転士	28	10	35.7%
★揚貨装置運転士	19	11	57.9%
潜水士	73	64	87.7%
一級ボイラー技士	27	17	63.0%
二級ボイラー技士	277	138	49.8%
ボイラー整備士	25	21	84.0%
合 計	1,098	574	52.3%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターは、平成30年8月25日、鹿児島国際大学（鹿児島市）で平成30年度鹿児島地区出張特別試験を実施し、受験者が1,098人で574人が合格したと発表しました。

合格率が高かった試験科目は、潜水士の87.7%、ボイラー整備士の84.0%であった。

また、労働者数50人以上の事業場で選任を必要とする衛生管理者は、第一種、第二種合わせて603人が受験し、295人（48.9%）が合格した。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されているが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、毎年8月鹿児島市で実施されています。

「働き方改革関連法はやわかり」本 発行のご案内

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部
公益社団法人鹿児島県労働基準協会

全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）は、働き方改革関連法の周知・啓発活動用として、「働き方改革関連法はやわかり」本を発行しました。（A4判 94ページ 価格 695円＋税、送料別途）

同法の社内説明会等テキスト、労務担当者の参考資料としてご活用下されば幸いです。

詳細は、全基連又は労働基準協会ホームページに掲載しています。

FAX での注文書

次のとおり注文致します。

（公社）鹿児島県労働基準協会 殿

FAX 番号 099-226-3622

事業場名	
所在地	
電話番号	
連絡担当者	
注文数	冊

【申し込み・問い合わせ先】

◆鹿児島県労働基準協会 TEL. 099-226-3621 FAX. 099-226-3622

《労務担当の方は必見》

働き方改革関連法 はやわかり

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 編

A4判 94ページ

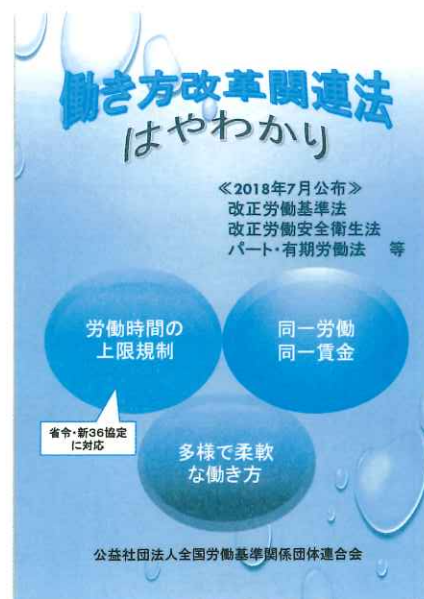
695円＋税

2018年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）は、70年振りの労働法の大改正ともいわれ、労働時間の上限規制や同一労働同一賃金の実現等を内容とする、労働基準法、労働安全衛生法、パート労働法、労働契約法、労働者派遣法などの主要な労働関係法の一括改正が行われました。今後、2019年4月からは労働基準法等、2020年4月からはパート・有期雇用労働法等が順次施行されますが、施行までの間に改正法を正しく理解し、必要な準備をしておくことが企業の皆様には是非とも必要な喫緊の課題となっています。

本書は、読者が内容を段階的に理解できるよう、また用途に応じ活用できるよう、3ステップの区分で「働き方改革関連法」を解説する構成としています。＜1stステップ：簡にして要＞「働き方改革関連法」の内容をコンパクトにまとめて要点を簡潔に理解できるように解説しています。

＜2ndステップ：見やすく分かりやすく＞改正法の重要な部分の具体的な内容を容易に理解できるよう、図解や整理表を用いてわかりやすく解説しています。

＜3rdステップ：深掘りします＞改正法令の逐条ごとに、その概要を整理して、内容を詳しく理解できるように解説しています。特に、改正労働基準法、改正労働安全衛生法については、2018年9月7日に公布された関係省令や施行通達の内容も盛り込んだものとしています。



平成30年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成30年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

平成30年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、平成31年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、次号に掲載の予定です。

日 時：平成31年 **2月15日（金）13：30～**

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）

安全衛生教育促進運動が始まります

実施期間 平成30年12月1日～平成31年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

平成30年度年末年始の交通事故防止運動が始まります

～県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開しましょう～

運 動 期 間 平成30年12月10日（月）～平成31年1月10日（木）

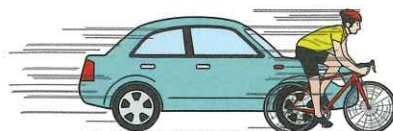
ス ロ ー ガ ン 年末年始 マナーアップで 事故防止

運 動 の 重 点 1 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止

2 飲酒運転の根絶

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

特別推進事項 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」等の更なる理解促進



主唱 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

平成31年1月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	不 整 地 運 搬 車 運 転	1/15～1/16	12/3～12/7	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/21～1/25	12/10～12/14	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
		【科目免除者】 1/21～1/22		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	
	玉 掛 け	1/21～1/23	12/10～12/14	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	1/28～1/30	12/17～12/21	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1/31～2/1	12/17～12/21	会員 12,824円 一般 13,824円	
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/4～2/8	1/7～1/11	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 2/4～2/5		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	乾燥設備作業主任者	2/7～2/8	1/7～1/11	会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方 等
特 別 教 育	アーク溶接等	1/15～1/17	12/3～12/7	会員 18,360円 一般 21,600円	
	ローラ運転	1/17～1/18	12/3～12/7	会員 16,820円 一般 20,060円	
	低圧電気取扱	1/30～1/31	12/17～12/21	会員 15,822円 一般 19,062円	
	クレーン運転	2/4～2/5	1/7～1/11	会員 16,770円 一般 20,010円	
その他	安全管理者選任時研修	1/28～1/29	12/17～12/21	会員 16,632円 一般 20,952円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。